

うるま市保育施設等長 各位

うるま市長 島袋 俊夫
(公印省略)

保育施設等における家庭保育の協力依頼について

日頃より、本市の保育行政についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
沖縄県内及び市内の新型コロナウイルス感染者数が急増している状況をうけ、令和3年1月19日に沖縄県より緊急事態宣言（期間：1月20日から2月7日）が発令されております。
保育施設等における感染拡大のリスクを回避するためにも、今後の対応等について、下記のとおりとしましたのでご協力をお願いします。

記

1. 家庭保育のお願い

沖縄県の緊急事態宣言が発令されている間（1月20日から2月7日）、家庭保育が可能な世帯においては、家庭保育の協力をお願いします。

- ①あくまでも「家庭保育の協力依頼」となっていることから、期間中、**保護者が保育施設等の利用を希望する場合には、その利用を拒むことはできません**ので、その点を踏まえて対応をお願いします。
- ②**今回の家庭保育にご協力いただいた期間の保育料や給食費については、減免の対象となりませんが、保護者へはお子様への感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、可能な範囲内でご協力いただくよう対応をお願いします。**

2. 感染拡大防止策について

- ①児童に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合、登園を控えるよう対応をお願いします。
なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意してください。
- ②保育施設においても手洗い・うがい等を園児と一緒に徹底して、感染予防に努めるようお願いいたします。

3. 感染者等への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症となっており、感染経路不明の患者も多くなってきております。罹患患者や園児保護者の職種（医療従事者等）に対する、偏見や差別などは絶対に行わないでください。

4. 公立保育所について

- ①一時預かり事業
2月7日まで、就労により一時預かりを利用している保護者の児童のみ預かりを行います。（就労以外の事由によるものについて制限を行う。）
- ②子育て支援センター
2月7日まで、閉園とします。なお、子育て相談については、電話にて受付します。

※なお、沖縄県の緊急事態宣言の期間が延長となった場合は、本通知の取り扱いを継続します。

以上

お問い合わせ先
うるま市こども部保育幼稚園課
電話：973-5427

